9の2　強度行動障害児支援加算　155単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又はホを算定している場合は、加算しない。	
10　医療連携体制加算	10　医療連携体制加算
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　医療連携体制加算(Ⅴ)　1,000単位	（新設）
ヘ　医療連携体制加算(Ⅵ)　500単位	（新設）
注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又はホを算定している場合は、算定しない。
２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又はホを算定している場合は、算定しない。
３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のハ又はホを算定している場合は、算定しない。
４　ニについては、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはヘ又は１のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	４　ニについては、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のハ若しくはホを算定している場合は、算定しない。
５　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、１日当たりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	（新設）
６　ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の障害児に対して、１日当たりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	（新設）